

令和6年度神栖市内高等学校卒業予定者対象

神栖市との包括連携協定に基づく 神栖市高等学校人材育成支援金のご案内

神栖市と市内県立高等学校との包括連携協定に基づき、高校在学中の学校内外の活動において、学校や地域に貢献した実績を評価し、卒業後においても、有為な人材として市内外でより一層活躍することを支援するため、申請条件を満たし選考された者に対し、市より神栖市高等学校人材育成支援金を給付いたします。

つきましては、以下の内容で、概要をお知らせいたします。条件に該当する生徒さんは積極的に申請してください。

神栖市高等学校人材育成支援金について



申請及び 給付条件

- (1) 高校3年間の成績概評B段階以上の者。
※ただし、3学年の成績は1学期(前期末)のものとする。
 - (2) 在学中の活動が顕著であり、学校や地域に貢献した者、または今後、地域貢献が期待できる者(顕著の例:学習活動、ボランティア、資格取得、部活動等)。
 - (3) 申請者本人が神栖市民であり、属する世帯に市税等の滞納がない。
- ※(1)、(2)、(3)すべての条件を満たしていること。

●給付対象者

申請条件(1)、(2)、(3)すべてを満たしており、生活態度等申し分ない者として所属する高等学校長(神栖高等学校、波崎高等学校、波崎柳川高等学校)の推薦を受けた者

●対象人数

各校で5名以内(3校あわせて15名以内)

●給付金種別及び金額

給付型 一人当たり20万円

●給付申請期間

令和6年12月2日(月)
～令和6年12月12日(木)(学校に応じて)

●申請手続き等について

給付を希望する者は申請期間中に、各校に申請書・誓約書(様式第1号)を提出してください。各校ごとの選考を経て、市が申請条件の各種調査を行い給付対象者が決定します。支援金給付の可否は、市より通知されます。

問い合わせ先

神栖高等学校 0299-92-4169

波崎高等学校 0479-48-0044

波崎柳川高等学校 0479-46-2711